

公告第9号

地域農業経営基盤強化促進計画を更新したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告し、当該地域計画案を次により縦覧に供する。該当する利害関係人は、令和8年 月 日までに、町に対して当該地域計画案について、意見書を提出することができる。

令和8年 4月24日

鶴田町長 相川 正光



1 鶴田町地域計画案の縦覧期間

自 令和8年 4月24日
至 令和8年 5月 8日

2 鶴田町地域計画案の縦覧場所

鶴田町役場農業振興課及び鶴田町公式ホームページ

※農業振興課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時間に限る。
ただし、開庁時間の正午から13時までは除く。

3 意見書の提出方法等

(1) 提出先

鶴田町役場 農業振興課

(2) 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、持参又は郵送、ファックスによる提出とし、インターネット及び電話での意見は受け付けできません。なお、地域計画案以外に対しては意見書を提出できません。

(3) 意見書の処理方法

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、個人が特定される場合や、財産権等を害するおそれがあるときは、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。なお、提出された意見書に対する個別の回答は行いません。